

【重要事項説明書】

令和7年4月1日

教育・保育の提供の開始にあたり、当園が保護者の皆様に説明すべき
内容を記してあります。

社会福祉法人 大和善隣館
幼保連携型認定こども園 中海こども園

幼保連携型認定こども園 中海こども園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、幼保連携型認定こども園 中海こども園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。尚、掲載情報は令和7年4月1日現在のものです。

また、この重要事項はお子様が卒園されるまで有効とします。途中で内容の変更などある時は、その都度差し替えし、文書でお知らせします。

1 施設運営主体

名称	社会福祉法人 大和善隣館
所在地	石川県小松市矢崎町ナ 129-1
電話番号	(0761) 58-0328
代表者氏名	理事長 広川 保

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園																																										
施設の名称	中海こども園																																										
施設の所在地	石川県小松市軽海町ノ 16-4																																										
連絡先	電話番号（0761）46-6013 F A X 番号（0761）46-6023 携帯番号 080-5859-5625																																										
管理者	園長 清水 啓子																																										
対象児童	保育を必要としない満 3 歳以上の子ども（以下「1 号認定子ども」という。） 保育を必要とする満 3 歳以上の子ども（以下「2 号認定子ども」という。） 保育を必要とする満 3 歳未満の子ども（以下「3 号認定子ども」という。）																																										
認可定員 (R2. 4. 1 認可)	<table><tr><td>認定区分</td><td>0 歳</td><td>1 歳</td><td>2 歳</td><td>3 歳</td><td>4 歳</td><td>5 歳</td><td>小計</td><td>合計</td></tr><tr><td>1 号認定</td><td></td><td></td><td></td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>15</td><td rowspan="3">105</td></tr><tr><td>2 号認定</td><td></td><td></td><td></td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>51</td></tr><tr><td>3 号認定</td><td>8</td><td>11</td><td>20</td><td></td><td></td><td></td><td>39</td></tr></table>									認定区分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	小計	合計	1 号認定				5	5	5	15	105	2 号認定				16	17	18	51	3 号認定	8	11	20				39
認定区分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	小計	合計																																			
1 号認定				5	5	5	15	105																																			
2 号認定				16	17	18	51																																				
3 号認定	8	11	20				39																																				
利用定員 (R6. 4. 1 変更)	<table><tr><td>認定区分</td><td>0 歳</td><td>1 歳</td><td>2 歳</td><td>3 歳</td><td>4 歳</td><td>5 歳</td><td>小計</td><td>合計</td></tr><tr><td>1 号認定</td><td></td><td></td><td></td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>15</td><td rowspan="3">65</td></tr><tr><td>2 号認定</td><td></td><td></td><td></td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>24</td></tr><tr><td>3 号認定</td><td>6</td><td>9</td><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td>26</td></tr></table>									認定区分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	小計	合計	1 号認定				5	5	5	15	65	2 号認定				8	8	8	24	3 号認定	6	9	11				26
認定区分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	小計	合計																																			
1 号認定				5	5	5	15	65																																			
2 号認定				8	8	8	24																																				
3 号認定	6	9	11				26																																				
開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日																																										

* 認可定員と利用定員について、認可定員とは、認可を受ける際に人員配置や面積基準の観点から受け入れ可能な人数を定めたものであり、利用定員とは、施設型給付を受けるため、市町に確認を受ける際に設ける定員をいう。

3 施設の目的・運営方針

幼保連携型認定こども園中海こども園（以下「本園」という。）は、以下の運営方針に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成することを目的とします。

また小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他関係法令及び関係条例を遵守し運営するものとします。

- (1)「本園」は、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2)「本園」は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行います。
- (3)「本園」は社会の期待や願いに応えられる創意と活力ある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めます。
- (4)「本園」は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行います。
- (5)「本園」は、園児の属する家庭や地域と様々な社会資源との連携を図りながら、子どもの保護者に対する支援及び地域の子育てに対する支援を行うよう努めます。

4 本園における施設・設備などの概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	3740.90 ㎡
	園庭	656.545 ㎡
園舎	構造	鉄骨造 2 階建て
	延べ面積	1080.26 ㎡

(2) 主な設備

設 備	部 屋 数	備 考
乳児室	1 室	ゆめ（0 歳児クラス）
ほふく室	1 室	ひかり（1 歳児クラス）
保育室	4 室	そよかぜ（2 歳児クラス）・だいち（3 歳児クラス） たいよう（4 歳児クラス）・あおぞら（5 歳児クラス）
子育て支援室	1 室	早朝保育・長時間保育・延長保育等の部屋と兼ねる
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
ランチホール	1 室	3.4.5 歳児利用
保健室	1 室	職員室内にあります
図書室	1 室	階段下のコーナー
職員室	1 室	
便所	8	

5 職員の配置状況

職種	職員数	常勤	非常勤	職務内容
園長	1	1		園務をつかさどり、所属職員を監督する
副園長				園長を補佐し、円滑な管理運営を行う
主幹保育教諭	2	2		上司を補佐し、所轄の業務内容に所属職員の統括・指導する
保育教諭	14	11	3	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡を行う
看護師	2	1	1	園児の健康状態を観察し健康管理等を行う
栄養士	2	2		献立作成や給食全般の管理、調理業務及び食育に関する活動を行う
調理員	2	2		
保育補助	5		5	保育教諭を補助して担当業務に従事する
事務員	1	1		認定こども園の庶務及び会計業務に従事する
バス運転士	1		1	園バスの運転業務に従事する
学校医	1		1	園児の健康診断に従事し、その指導にあたる。
学校歯科医	1		1	園児の健康診断に従事し、その指導にあたる。
学校薬剤師	1		1	園児の保健管理に従事し、その指導にあたる。

本園では、「小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年11月5日小松市条例33号）」の定める基準を遵守し、特定教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系（勤務時間）
園長	勤務時間帯（8:00～17:00）
副園長	
主幹保育教諭	勤務時間帯（8:00～17:00）
保育教諭	勤務時間帯（8:00～17:00）7:00～16:00）（9:00～19:00） （8:30～16:30）（8:00～16:00）（9:00～16:30）（12:00～16:00）
看護師	勤務時間帯（8:00～17:00）（8:30～14:00）
栄養士・調理員	勤務時間帯（8:00～17:00）（8:00～16:00）（8:30～12:30）
保育補助	各担当に必要な時間帯

*ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

*職種の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 開園日・開園時間及び休業日

(1) 1号認定子ども

園日	開園時間	提供時間	預かり保育時間	休業日
月曜日 ～ 金曜日	8 時 00 分 ～ 16 時 00 分	教育標準時間 8 時 00 分 ～ 13 時 00 分	13 時 01 分 ～ 16 時 00 分	• 土曜日・日曜日・国民の祝休日 但し、園長が必要と認める場合は開園とする。（土曜日の行事） • 夏季休業日 （8 月 14 日～8 月 16 日まで） • 冬季休業日 （12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）
土曜日	休業			

(2) 2号認定子ども・3号認定子ども

開園日	開園時間	保育標準時間の提供時間			(延長保育)	休業日
月曜日 ～ 土曜日	7 時 00 分 ～ 19 時 00 分	(早朝保育) 7 時 00 分 ～ 7 時 59 分	8 時 00 分 ～ 17 時 00 分	(長時間保育) 17 時 01 分 ～ 18 時 00 分	18 時 01 分 ～ 19 時 00 分	・ 日曜日 ・ 国民の祝休日 ・ 年末年始 (12/29～ 翌年 1/3)
		(延長保育)	保育短時間の 提供時間	(延長保育)		
		7 時 00 分 ～ 7 時 59 分	保育短時間 8 時 00 分 ～ 16 時 00 分	16 時 01 分 ～ 19 時 00 分		

*延長保育等の利用にあたっては、通常の基本料金の他に、別途、利用者負担があります。(別表1)

7 提供する特定教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成30年4月1日施行）に基づく、特定教育・保育の提供を適切に行います。

●教育・保育理念

『善隣のころ』 いつでも どこでも そしてだれにでも われ等 善き隣人たらん

●教育・保育の方針 三つのゼン（安全・自然・積善）

『安全』・自分の身を守る安全意識を育てる。

・子どもの思いを受け止めることで、信頼感や自己肯定感を育む。

『自然』・自然との出会いにより、自然に親しみ、自然を大切にする心を育てる。

・子どもたち自身の自然（個性）を大切にする。

『積善』・人に対する信頼感や思いやりの気持ちを育む。

・道徳性や規範意識を育む。

●教育・保育の目標

【遊びを通して様々なことを学び、生きる力を身につけていく】

●健康で心豊かな子ども

●感性豊かな子ども

●思いやりのある優しい子ども

●自分で考え、進んで行動できる子ども

(1) 発達の連続性に考慮した特定教育・保育の提供

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達や学びの連続性を考慮した特定教育・保育を提供します。

(2) 様々な年齢の園児の発達の特性に応じた特定教育・保育の提供

満3歳未満の園児については、特に健康、安全や発達の確保を図ります。

満3歳以上の園児については、集団生活の中で、遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるようにします。

(3) 送迎について

希望者については、園バスによる送迎を実施します。(ただし、別途負担有 別表1)

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備 考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時 00 分頃	15 時頃	月齢に応じて時間の変更があります。
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時 00 分頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時 20 分頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 40 分頃	15 時頃	
4 歳児		11 時 40 分頃	15 時頃	
5 歳児		11 時 40 分頃	15 時頃	

*献立表は毎月別途お知らせします。

*食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

*1号認定、2号認定の子どもは、給食費を別途頂きます。(別表1)

(5) 未満児(0、1、2歳児)の保育について

- ・未満児クラスにおいては、年度途中の0才児入園に伴い、月初めに上のクラスへの移行をしていただく場合があります。
- ・サブスクリプション(サブスク)の紙おむつを使い、おしり拭きはその都度専用のシート製造機で温かいものを使用しています。また、食後のおしぼり(0・1歳児のみ)も専用のおしぼり機を使用しています。使用料はこども園で負担しています。

(6) その他

①早朝保育、長時間保育、延長保育、土曜午後保育について

早朝保育、長時間保育、延長保育、土曜午後保育を利用される場合は勤務証明を伴う申請書が必要です。

(別表1に掲げる費用の負担有)

②体調不良児対応事業

体調不良児保育・・・保育中に発熱など具合が悪くなった場合、保護者のお迎えまでの間看護師が保健室でお子様をお預かりします。

③地域子ども・子育て支援事業

●一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児において、必要な時間だけ一時的にお子様をお預かりします。(別表1に掲げる料金の負担有)

●利用者支援事業

子育て家庭のニーズに合わせて、情報の提供や相談・援助などを行っていきます。子ども・子育てに関する総合窓口として誰もが利用できます。

●子育て支援事業

地域に開かれた施設として子育ての知識や経験、技術を提供しながら子どもの健全育成及び子育て家庭の支援を図ります。

○対象は家庭において子育てしている未就園児とその保護者で、気軽に来園し子どもと一緒に遊べる場所の提供を行います。

○同じ子育てをしている仲間同士が集まり楽しく過ごし、交流する中で情報提供や必要に応じて相談・助言を行うとともに育児の悩みや不安などを話しながら考えたり、お互いに支え合ったりしていく場となるようにします。

*情報誌の発行、育児相談、育児講座など実施します。

*必要があれば子育て家庭への訪問も行います。

【子育て支援室】

開放日：月・木曜日（年末年始、お盆、年度末・年度初めを除く）

開放時間：午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分

担当：渡邊 矢寿代（主幹保育教諭：子育て支援コーディネーター）

★開放日、開放時間については、変更となる場合もあります。

○マイ保育園登録は随時受け付けています。

妊婦さんから乳幼児までの登録をお待ちしています。

④感染症対策について（別表3「子どものかかりやすい感染症と登園基準」）

- 本園は、感染症が蔓延しないよう、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき必要な対策を行っております。
- 登園前の検温等の健康チェックを必ず行い、連絡帳に記入してください
- 感染症の診断を受けた後に登園される場合は、かかりつけ医師の許可を得るか、または、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に定められた登園停止の期間を経過した後とします。
- 子どもが、学校保健安全法に定められた伝染病等にかかった場合、他の子どもに感染する恐れがあると園長が認めたときは、出席停止とすることができます。
また、同居家族が学校保健安全法第1種に定められた伝染病等にかかった場合も、他の子どもに感染する恐れがあると園長が認めたときは、出席停止等の対策をとる場合もあります。
- 下痢又は嘔吐の場合は、医師の診断に関わらず、下痢、嘔吐が24時間以内に2回以上ある場合、または、24時間以内に嘔吐が1回と下痢が1回の合わせて2回以上ある場合は登園できません。
- 38度以上の発熱時は、解熱後24時間以上経過し、咳・喘息様症状・喉の痛みなどの症状が軽減するまで登園できません。
- 嘔吐、便、血液が衣服に付着した場合は、「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき洗わずにお返しいたします。お家での処理について記載した紙を貼りますので参考にしてください。
- 感染症が発生した場合は、掲示板または、キッズビューアプリの「お知らせ」で連絡します。

⑤与薬について

- 園での与薬（粉薬・塗薬、目薬等）は、原則として禁止されています。しかし、やむを得ず薬を持参される場合は、誤飲や事故を防ぎ、万全を期するために「薬の依頼書」に必要事項を記載して頂きます。薬剤情報提供書（薬の内容や副作用などの説明書）がない場合、また、土曜日、一時預かり保育は、原則与薬は行いません。

⑨診察後初めての服用となるものはご遠慮ください。一度服薬した後、30分間様子を見て異常がないことを確認してから登園してください。

- 貼るタイプの薬（ホクナリンテープなど）について
ホクナリンテープなどは気管支喘息や気管支炎の時に気管支を拡張させ、咳を沈め呼吸を楽にする目的で処方されることがあります。剥がれてしまった際、誤飲等の事故や間違えて他のお子さんが自分に貼ってしまうことが考えられるため、貼付したままの登園をお断りしています。貼ってある場合は、取らせていただきます。また、虫よけテープ（虫パッチなど）やかゆみ止め等も貼ってある場合は、同様に取らせていただきます。

⑥予防接種後の登園について

厚生労働省から出ている予防接種ガイドラインでは、「予防接種を行ったあとは、走ったり、跳んだりなどの激しい運動をしないように」また、「激しい運動を行うことで重い副作用を起こす可能性がある」と記載されています。予防接種は、降園後または土曜日などに行うことをお勧めします。

⑦写真の注文について

本園では、インターネット写真販売システム「はいチーズ」を取り入れています。保育者が写した写真を保護者が直接インターネットで選び、購入して頂くシステムです。（年4回程度）アドレスバーに“8122. jp”とご入力いただくか、検索エンジンで“8122”を検索して、必要事項を入力して、新規会員登録を行って下さい。登録完了画面が開きましたら、写真閲覧キーを入力します。（写真閲覧キーは、年齢ごとに違ってきます。掲載期間の前にお知らせします）
＊行事（運動会等）の際には、プロカメラマンの撮影の場合もあります。購入の仕方は同様ですが、料金が多少異なります。

⑧送迎時の駐車について

- ・駐車場内は、一方通行になっています。
- ・駐車場では、必ずお子様と手を繋いで歩き、速やかに車に乗ったり降りたりするようにして下さい。危険ですので、お子様から目を離さないように気をつけてください。
- ・時間帯により混み合うことがありますので、お互い協力をして駐車を心がけて下さい。
- ・車から離れる時は必ず施錠し、貴重品を車中に置かないようにして下さい。
- ・駐車場内及び路上でのいかなる事故等についても本園では保障致しかねますので、細心の注意をもって運転してください。

⑨登降園について

- ・お迎えの時間や人がいつもと変わる場合は、必ずお知らせください。連絡のない場合はお渡しできません。また、小学生、中学生のお迎えもお渡し出来ません。
- ・登園とお迎えの際は、風除室にあります iPad「タッチビュー」にて、時間の記録を行ってください。お迎え時の記録が、長時間保育、延長保育の開始または終了時間となりますので、お迎えの時間に余裕を持っておいでください

⑩変更届の提出について

就業や住所、家庭の状況等に変更がありましたら、必ず園の方にご連絡ください。

8 利用料及び給食費、その他費用について

（１）特定教育・保育にかかわる利用者負担額（保育料）について

支給認定した市町村が定める利用者負担額（保育料）をお支払いいただきます。幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳児のすべての子ども、1号認定の満3歳児、及び、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもの保育料も無償となります。

（２）1号認定の預かり保育料（13：01 から 16：00）は無料とします。16：01～延長（100円/時）

（３）給食費（副食費・主食費）、その他の私的契約利用料は別表1（13、14ページ）の通りです。

年間で使用する教材費などは、「教育・保育充実費」（別表2）（15ページ）を参照してください

（４）保護者会費 300円を毎月徴収します。（一人300円）

(5) プレミアムパスポート事業について

本園は、いしかわ子育て支援財団プレミアムパスポート事業に協賛しています。年度初めにプレミアムパスポートを提示されますと、1号認定の子どもは給食費（副食費のみ）が無料になります。途中入園の場合は、入園時にプレミアムパスポートの提示を受け付けます。

9 利用料及びその他費用の徴収方法

(1) 保護者は、毎月の利用料及びその他費用を保護者指定金融機関口座から自動引落（以下、口座振替）により支払いして頂きます。引落日は毎月26日（金融機関休業日は翌営業日）となります。

口座振替等手数料は、保護者負担とさせていただきます。一年分を年間維持費として、年度初めに一括徴収（5月に口座振替）します。（別表1）原則、年度途中で返金はしません。

(2) 金融機関での振り込み手数料、指定口座の変更や自動引落が不可の場合の実費は、保護者の負担とさせていただきます。

(3) 園長が特に認めた場合は、現金による納入を認める場合があります。

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 保護者からの退園の申し出があったとき（退園希望月の1か月前の月の初日までに退園届を提出）
- (4) 利用者負担額の支払いが2か月以上遅滞し、園からの請求にもかかわらずこれが支払われないとき。
- (5) 保護者が、児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (6) 利用者（子ども、保護者またはその家族等）が事業者や従事する職員又は他の利用者（子ども、保護者）に対して社会通念を逸脱する行為を行った時は契約を解除する場合があります。
- (7) 利用者（子ども・保護者またはその家族等）の言動及び要望等が、事業者や従事する職員に対し心身又は生命の危害を及ぼすおそれがあるとき、またはその他の利用者への本件サービスの提供に著しく悪影響をおよぼしたとき、ハラスメントに該当する事案に対する改善の申し入れ後も改善がみられないとき
- (8) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

11 委嘱医療機関等

本園は、以下の内科医、歯科医、薬剤師と委嘱契約を締結しています。

(1) 学校医

医療機関の名称	東病院	所在地	小松市大領中町3丁目121
担当医師名	東 良	電話番号	(0761) 21-1131

(2) 歯科医

医療機関の名称	金子歯科	所在地	小松市土居原町188-2
担当医師名	金子 謹也	電話番号	(0761) 22-1316

(3) 薬剤師

医療機関の名称	てまり山代薬局	所在地	加賀市山代温泉北部3丁目73
担当薬剤師	前川 敏康	電話番号	(0761) 77-2157

12 緊急時の対応

- 本園では、緊急時の対応のため、**キッズビューアプリの「お知らせ」**を利用しています。
初めての方には、アプリをダウンロードするお手紙をお渡しします。
登録できましたら、プッシュ通知をオンにするなど、必ずいつでも確認できるようにお願いします。
- 容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をしてお迎えを待ちます。
必要とあれば学校医又は主治医へ連絡を取るなど措置を講じます。
- 保護者と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を最優先させ、本園が指定する機関で、しかるべき治療などの対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

★別紙の緊急連絡先に記入し、提出をお願いします。（変更があった時は必ずお知らせください）

13 非常災害時の対策 <<別表4をご覧ください>>

非常時の対応	別途に定める、施設防災計画により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 ・誘導灯 ・消火器 ・ガス漏れ報知器 ・非常警報装置 ・避難用滑り台 ・救助袋 ・避難車 ・拡声器 ・発電機 ・災害用備蓄：食糧（粥・カロリーメイト・粉ミルク） 飲料水（10L×10本） 災害用トイレ ・その他、カーテン、敷物、建具などの防災処理
防犯設備	・セコム ・さすまた
避難・消火訓練	・避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
避難場所	第1 避難場所 市シルバー人材センター駐車場 第2 避難場所 荒木整経さん工場前
水害災害時 避難場所	「高齢者等避難」が発令された時点で関係機関への連絡と同時に 中海小学校もしくは中海中学校へ園バスにて避難します。

★災害時は、キッズビューアプリの「お知らせ」で速やかに連絡します。

保護者の皆様は、それにより対応してください。

- 災害時、園舎が安全な場合は園で避難待機します。（中海こども園までお迎えをお願いします。）
- 園が危険な状態と判断したときは園バスで中海小学校もしくは中海中学校へ避難します。
（中海小学校もしくは中海中学校までお迎えをお願いします。）

<<近隣の緊急連絡先>>

警察署	110番	小松警察署	22-0110
消防署	119番	小松市消防本部	20-1119

14 利用者に対しての保険の種類・保険内容・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。

保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済給付
保険金額	死亡見舞金 2,800 万円、1,400 万円 障害見舞金 3,770 万円～82 万円 医療費・医療保険並みの療養に要する費用の 4/10 など
利用者負担	170 円/年

★本園に在園する間、法人が（独）日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約に加入していただきます。（別表5）

保険会社	社会福祉法人全国社会福祉協議会「ふくしの保険」
保険の種類	賠償責任保険
保険金額	対人賠償補償 1 億円（個人）/7 億円（事故） 対物賠償補償 1,000 万円（事故） 受託/管理財物賠償補償 200 万円 人格権侵害 1,000 万円など
利用者負担	なし

保険会社	損害保険ジャパン株式会社	
保険の種類	PTA 団体傷害保険	PTA 活動賠償責任保険
保険金額	死亡・後遺障害 100 万円 入院保険日額 1,500 円 通院保険日額 1,000 円	身体 ～3,000 万円（個人）/2 億円（事故） 財物 100 万円（事故）
利用者負担	なし	

15 虐待の防止

当園では、園児の人権の擁護、虐待の防止を図るため必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講ずるよう努めています。

虐待防止責任者：園長 清水 啓子

16 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

本園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長 清水 啓子 ・解決責任者 理事長 広川 保 ・ご利用時間 当園開園日、開園時間内 ・電話番号 (0761) 46-6013 ・FAX (0761) 46-6023 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。	
第三者委員	園井 肇	(0761) 22-5663
	牧 美鈴	(0761) 22-7494
	吉田 久恵	(0761) 44-2744
	根石 佐恵子	(0761) 47-0221
	寺田 喜代嗣	(0761) 22-2388
	上村 富美子	(0761) 44-3615
	小坂 幸一郎	090-2831-0450

本園では、上記のほか、要望、苦情等に係る投書箱を玄関横に設置しています。

17 個人情報について（守秘義務として子どもたち・保護者の情報は、外部に漏らしません。）

- ・本園では、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、教育・保育事業をはじめ福祉サービスに携わるものの重大な責務と考えます。
- ・利用者等の個人情報に関し、適正な取扱努力をするとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関連する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報保護を図ります。
- ・園児、保護者等のプライバシーへの配慮を行います。

●園からの配信動画やホームページ・電子連絡帳等に掲載した写真等は閲覧以外での使用はしないでください。また、園行事等の際に保護者の皆様が撮影された写真・動画に関しても、お子様以外の園児が写っている写真は SNS 等に掲載しないでください。

18 本園におけるその他の留意事項

- ・本園の敷地内はすべて禁煙です
- ・他の利用者に対する政治活動、宗教活動及び営利活動はご遠慮ください。

表１ 私的契約利用料表

名称			利用料	説明
長時間保育料			100 円/回	17:01～18:00 の保育時間中に提供する喫食代金 喫食前に降園する時は持帰り
延長保育料			100 円/時	18:01～19:00 の保育利用料。
*原則実施しないが、保育短時間認定児の延長保育申請があった場合、7:00～7:59 の保育利用料 100 円、16:01～17:00 の保育利用料 100 円、17:01～18:00 の保育利用料 100 円、18:01～19:00 の保育利用料 100 円徴収する。（喫食した場合は別途喫食代金 100 円徴収）				
一時預かり	地域枠	1 日	2,000 円/回	●基準時間 8:00～17:00 の 9 時間の間で、保育の必要な 8 時間以内の保育利用料。（授乳を含む昼食喫食を含む）ただし、基準時間以外の超過時間利用がある場合は 300 円/時とする
		半日	2,000 円/回	
		昼食喫食あり（授乳を含む）	2,000 円/回	
	地域枠外	昼食喫食なし	1,000 円/回	●半日時間は、8:00～17:00 の 9 時間の間で、保育の必要な 4 時間以内の保育利用料 ●地域枠・・・施設所在地と同小学校下居住者 ●地域枠外・・・施設所在地と同小学校下外居住者
		1 日	5,000 円/回	
		半日	5,000 円/回	
	マイ保育園券枠	昼食喫食あり（授乳を含む）	5,000 円/回	●当園にマイ保育園登録された方のみ利用券使用 ●マイ保育園券利用時間は午前中 8：00～12：00 の間で、4 時間以内の保育 午前中のみ利用券使用可
		昼食喫食なし	2,000 円/回	
		午前半日	0 円/回 マイ保育園券	
	特別枠	1 日	マイ保育園券 +1,000 円	●入園 1 ヶ月前からの慣らし保育及び出産や介護等により一時的に居住地を離れ里帰りのため連続利用する場合で、基準時間 8:00～17:00 の保育利用料 基準時間以外利用がある場合は 300 円/時とする ●その他園長が認める場合
		1 日	2,000 円/回	
		半日	2,000 円/回	
	昼食喫食あり（授乳を含む）		2,000 円/回	
	昼食喫食なし		1,000 円/回	
	昼食喫食なし		1,000 円/回	
通園バス利用料			2,000 円/月	中海小学校下内の登降園の 1 ヶ月あたり利用料。
			1,000 円/月	中海小学校下内の登園又は降園の 1 ヶ月あたり利用料。
			100 円/回	中海小学校下内の 1 回あたり登園又は降園の片道利用料。
			4,000 円/月	中海小学校下外の登降園の 1 ヶ月あたり利用料。
			2,000 円/月	中海小学校下外の登園又は降園の 1 ヶ月あたり利用料。
			200 円/回	中海小学校下外の 1 回あたり登園又は降園の片道利用料。
年間維持費			3,500 円/年	教育保育充実費 3,000 円+口座振替等手数料 500 円 年度初めに徴収とする。（途中入園の場合は、入園月とする。）
遠足保護者参加費 ※貸切バス（観光バス）利用時のみ			実 費	大人の参加人数分徴収する。※バス料金及び入園料等（保護者分）
日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度 保護者負担金			170 円/人	年度初めに徴収とする。但し、途中入園の場合は、入園月とする。 （転園による前施設加入証明書がある場合は除く。）

個人負担実費徴収分（希望者）

シーツ代金	3,000 円
おねしょ用シーツ代金	3,500 円
スモック	1,900 円（R7 年5月より 2,200 円）

1号認定児 私的契約利用料

名称	利用料	説明
預かり保育利用料（平日）	無料	預かり保育 13:01～16:00
預かり保育利用料 （土曜日、夏季休業日）	2,000 円/回 昼食喫食あり	原則実施しないが、保護者に特別の事情がある場合のみ実施 行事のある土曜日に出席してもこれに該当しない ※利用日の1週間前からのキャンセルは、300 円徴収
	1,000 円/回 昼食喫食なし	
延長保育料	100 円/時	原則実施しないが、保護者に特別の事情がある場合に実施した 7:00～7:59、16:01～19:00 の保育利用料

給食費（副食費及び主食費）

名称		認定区分	利用枠	説明
給食費	副食費	1号（満3歳児を含む）	3,500 円/月 (180 円/食)	土曜日及び 8/14～8/16 除く、一ヶ月当たりの喫食代金 出欠の有無による清算は行わない。 プレバス提示で副食費は無料とする。 プレバス提示がない場合、副食費の徴収あり。
		2号	3,500 円/月 (180 円/食)	土曜日及び 8/14～8/16 除く、一ヶ月当たりの喫食代金 出欠の有無による清算は行わない。 土曜日喫食時は、1 回×190 円を翌月徴収 ※8/14～16 は、家庭よりお弁当等を持参いただく
		*年収360万未満相当世帯の全ての3～5歳の子ども及び、18歳以下の児童等が3人いる世帯の第3子以降の子どもは副食費が免除。		
	主食費	1号（満3歳児を含む）	1,000 円/月 (50 円/食)	土曜日及び 8/14～8/16 除く、一ヶ月当たりの喫食代金 出欠の有無による清算は行わない。 満3歳児のみ徴収有り
		2号	1,000 円/月 (50 円/食)	土曜日及び 8/14～8/16 除く、一ヶ月当たりの喫食代金 出欠の有無による清算は行わない。
※前年度給食材料費実績に基づき 10 月 1 日に料金改定を実施する。				

※延長保育料・長時間保育料・預かり保育料・延長利用料・土曜日副食費（喫食時）は、実績徴収（翌月徴収）とします。卒園・退園時も翌月徴収となります。

※着替え用衣類（パンツ）は原則、家庭から持ってきたものを使用するが、やむを得ず園のものを使用する際は、園からの新品の物を提供し、その代金は保護者負担（実費徴収）とする。

※利用料及び私的契約利用料については、返納等には基本応じないこととします。
やむを得ず途中退園しても返納しません。

別表2 教育・保育充実費

保育用品名	あおぞら		たいよう		だいち		そよかぜ		ひかり		ゆめ	
	5歳児 新入園	5歳児 継続	4歳児 新入園	4歳児 継続	3歳児 新入園	3歳児 継続	2歳児 新入園	2歳児 継続	1歳児 新入園	1歳児 継続	0歳児 新入園	0歳児 継続
連絡帳											○	
クリアファイル	○		○		○		○		○	○	○	
クレヨン	○		○		○	○						
クレヨンバラ		○		○								
自由画帳	○	○	○	○	○	○						
粘土	○	○	○	○	○	○						
粘土板	○		○		○	○						
粘土ケース	○		○		○	○						
マーカー	○		○	○								
マーカーバラ		○										
はさみ	○		○		○	○						
のり	○		○		○	○						
ぞうさんバッグ	○		○		○		○	○				
マイバッグ	1組 ○		1組 ○		1組 ○		2組 ○		2組 ○		2組 ○	
カラー帽子	○		○		○		○		○		○	

※教育・保育充実費は、年間維持費として年度初めに一括徴収（5月に口座振替）します。

原則、年度途中で返金はしません。また、年度途中での集金也没有せん。

途中入園の場合は、入園された翌月に一括徴収口座振替となります。

尚、法人内での年度途中の転園の際、転園先では教育保育充実費は徴収しません。

※必要な教材等は年度当初に渡します。

ただし、紛失・破損等個人的理由により途中で購入の場合は、その物品に限り実費徴収となります。

※自由画帳、クレパス、マーカー、のりは、なくなりましたら園の方で補充します。

※誕生日のカード（写真入り）は、園からのプレゼントとなります。

※連絡帳は、0歳児の離乳食時期のみ使用します。幼児食に移行後より電子連絡帳（アプリ）とクリアファイルを使用します。1歳児以降は、電子連絡帳（アプリ）を使用します。

※毎週金曜日は、1週間の振り返りや来週の活動計画などの話し合い等を行う為、電子連絡帳（アプリ）の記入はありません。

※卒園記念写真代（1,000円）は、別途に引き落としさせていただきます。《年長児（5歳児）のみ》

表3 こどものかかりやすい感染症と登園基準 厚生労働省の保育所における感染症ガイドラインをもとに作成しています。

	病名	主な症状	登園基準
1	インフルエンザ	高熱（39℃～40℃以上）が3～4日続く。関節痛、筋肉痛、全身のだるさなどが見られる。	発症した後5日を経過し、かつ、熱が下がった後3日間経過するまで。
2	水痘（みずぼうそう）	かゆみを伴う水泡が全身に出る。一度感染すると体内にウイルスが潜伏し再発時は、帯状疱疹となる。	全ての水泡がかさぶたになるまで。
3	溶連菌感染症	発熱、のどの痛み、舌が赤く腫れる（莓舌）、全身に赤い発疹がでる。	抗生物質の服薬後24時間が経過するまで。
4	水いぼ	丸くて硬いいぼ。何か月もかかって全身にいぼが広がっていく。人によっては、軽度のかゆみあり。	休む必要はありません。
5	アデノウイルス（咽頭結膜熱）	高熱（39℃～40℃以上）、のどの痛み、結膜炎など。	症状が治り、2日間経過するまで。
6	RSウイルス感染症	発熱、鼻水、咳、呼吸困難などの症状が見られる。低年齢の子どもが感染すると、気管支炎、肺炎になりやすい。	症状が治まり普段の生活ができるようになるまで。
7	とびひ	きずや虫刺されの部分をかいて、菌が付きジュクジュク状態になる。ジュクジュク状態が他の部位に付くと、その部分も同じ症状になり広がる。	主治医の判断に従って下さい。
8	ヒトメタニューモウイルス	発熱、鼻水、咳、呼吸困難などの症状が見られる。低年齢の子どもが感染すると、気管支炎、肺炎になりやすい。	症状が治まり普段の生活ができるようになるまで。
9	ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス）	主な症状は嘔吐や下痢であるが、症状が悪化すると脱水症を合併する。	症状が治まり普段の生活ができるようになるまで。
10	ヘルパンギーナ	高熱（39℃～40℃以上） 喉の奥に痛みのある小さな水泡、鼻水、咳	熱が下がり、食事ができるまで。
11	マイコプラズマ（肺炎）	激しい咳と発熱。熱が下がっても咳が長引く。肺炎に移行しやすい	主治医より登園許可が出てから
12	突発性発疹	発熱、全身の発疹	熱が下がり、食事ができるまで。
13	りんご病（伝染性紅斑）	ほほに赤い斑点（体にも出る）、発熱	休む必要はありません。
14	帯状疱疹（ヘルペス）	神経に沿って皮膚に痛みを伴う（乳児は痛みがない場合がある）水泡ができる。水痘の免疫がない子どもは接触すると、水痘になる。	全ての水泡がかさぶたになり、主治医より登園許可が出てから
15	おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）	発熱、耳の下やあごの下に痛みを伴う	症状が出て5日経過するまで、また普段の生活ができるまで。
16	手足口病	発熱、口の中や手の平、足に水泡状の発疹が見られる。お尻にも出現することもある。痛みを伴うこともあり。水痘と間違えられるほどの発疹が出ることもある。	熱が下がり、食事ができるまで。
17	はしか（麻疹）	初めは発熱、咳、鼻水などの風邪症状が出現。いったん熱が下がった後再び上昇し、それと同時に顔、首から発疹が出現。口の中にも白いぶつぶつが見られる。	主治医より登園許可が出てから、解熱後3日経過するまで。
18	風疹	発熱、首のリンパ節の腫れ、顔や首から全身に広がる赤い発疹。発疹と発熱は3日ほどでなくなる。	発疹が消えるまで。
19	新型コロナウイルス	高熱（39℃～40℃以上）が3～4日続く。関節痛、筋肉痛、全身のだるさなどが見られる。	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した日の翌日1日を経過するまで。
20	流行性結膜炎（はやり目）	目の充血、目やに、痒み、目の腫れ	主治医より感染の恐れがないと判断されるまで。

災害時の対応について

中海こども園 園長

中海こども園では、風水害や大地震などが発生し、お預かりしているお子様に危険が見込まれる場合や施設被害により受け入れが困難な場合に、臨時休園などの措置をとることがあります。保護者の皆様におかれましては、下記の対応内容について日頃からご留意をいただき、緊急時には速やかな行動がとれますようにご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

こども園が所在する場所（中海校下・地区）に緊急情報が発令されたとき

開園前 ・午前6時 まで ・午前6時 から開園 時刻まで	警戒レベル3	高齢者等避難	臨時休園とします 避難情報発令中であっても明らかに気象状況が回復傾向であり避難解除も予測される場合は、こども園等の周囲の安全を確認した上で、開園します。
	警戒レベル4	避難指示	
	警戒レベル5	緊急安全確保	

開園中	警戒レベル3	高齢者等避難	避難及びお子様の 引き渡しをします 臨時休園とします ・保護者の皆様へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつできるだけ速やかなお迎えの依頼連絡」をします。 ・原則、予め保護者の皆様へ周知している避難所へお子様を避難させます。ただし、他の避難場所又は園内が安全と判断した場合は、その場所にお子様を避難させます。
	警戒レベル4	避難指示	
	警戒レベル5	緊急安全確保	

小松市内において震度5以上の地震が発生したとき

登園前 保育中	震度5以上の地震の発生後に、施設の安全確保、職員体制の確保などが著しく困難な場合、登園自粛や臨時休園となる場合がございます。
------------	--



風水害・地震ともに、危険を感じた場合は、保護者の皆様の判断で（園からの連絡を待たずに）お迎えいただいて構いません。園から連絡ができない事態が発生することもあります。早めの判断と対応が、お子様の安心・安全につながります。



中海こども園水害時の避難場所は

中海小学校又は中海中学校

中海こども園

〒923-0824 小松市軽海町ノ16-4

電話 0761-46-6013

FAX 0761-46-6023

別表5 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

社会福祉法人大和善隣館では法人の運営することも園・保育園に在園する児童の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」といいます。)と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、園の管理下において児童が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童の名簿を提出することになっています。重要事項説明書内の同意書に御記入の上、施設長へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在園中は自動更新となります。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 2/10
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病)	は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。)	障害見舞金 4,000 万円～88 万円 〔通学(園)中の災害の場合 2,000 万円～44 万円〕
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円〔通学(園)中の場合 1,500 万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000 万円〔通学(園)中の場合 1,500 万円〕
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円〔通学(園)中の場合も同額〕

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 (保育所等における保育中を含む。)
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学(園)する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき 等

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 災害共済給付には特別診療費(紹介状なしに大きな病院を受診した場合にかかる特別な料金)は含まれず、ご本人の負担となります。
- ⑦ 万が一健康保険に未加入の場合に起きた学校管理下での災害は、災害共済給付で受けられる分のみが補償されます。

*これは JSC の災害共済給付制度の概要を記載したものです。

■ 共済掛金(年額)

保護者等負担額 170 円(社会福祉法人大和善隣館 負担額 115 円) ※負担金額は年額です。

※P19の同意書に署名してください。

同意書（入園申込書）

本園における特定教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 大和善隣館

理事長 広川 保 印

幼保連携型認定こども園 中海こども園

園 長 清水 啓子 印

説明者 小松 俊也 印

私は、本書面に基づいて幼保連携型認定こども園中海こども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意し、入園を申し込みます。

令和 年 月 日

保護者住所：

園 児 名：

保 護 者 名： 続柄（ ） 印

《個人情報使用同意書》

下記園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他のこども園等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・ 園だより・クラスだより、ホームページ等において写真、名前、年齢等掲載すること。
- ・ SNS（YouTube等）において動画等を公開すること。

幼保連携型認定こども園 中海こども園 園長 清水 啓子 様

令和 年 月 日

園児名：

保護者名： 印

《日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に関する 同 意 書》

貴法人が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する間、上記児童が加入することに同意します。

社会福祉法人 大和善隣館 殿

令和 年 月 日

園児名

保護者名 印